参議院議員通常選挙の概要について

１　国会の地位と権能

（１）三権分立と国会

　　　①　三権とは

・　立法権（国会） 国家権力を３つに分ける

・　行政権（内閣）　　　　　→　三権の抑制と均衡によって

・　司法権（裁判所）　　　　　　国民の権利と自由を保障

②　国会の地位

ア　「国権の最高機関」

国会が主権者である国民の意思を最も直接に代表するものであるから、国のすべての機関のうちで、最も重要であるという意味

イ　「国の唯一の立法機関」

法律は国会だけが制定するものであって、国会の議決だけで法律として確定することを意味

（２）国会の権能

　　①　国会の主な権能

　　・　法律の制定

・　予算その他国の財政に関する議決

・　条約の締結

・　内閣総理大臣の指名

・　憲法改正の発議

　　・　国政に関する調査

・　国民からの請願の審議

など

（３）二院制

　　①　二院制とは

　　・国会は、衆議院と参議院で構成される（二院制）。

・各議院独立して意思決定

・両議院の意思が一致することによって国会の意思が成立

②　二院制の利点

　　・　国民の間の多様な意見と利益の反映が可能

・　慎重な審議ができる

・　一方の行き過ぎを抑制し、不十分なところを補うことができる

　など

※　衆議院の優越

　　　　衆参両議院の議決が一致することによって国会の意思となる

では、両議院の意思が異なった場合は？

　　→　一部に衆議院の優越を認めている

・法律案　～　衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした場合に、

衆議院において出席議員の３分の２以上の多数で再び可決す

れば法律となる

・予算・条約・内閣総理大臣の指名

～　両院協議会を開いても意見が一致しないとき、参議院が一定の

期間内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる

２　参議院の概要

（１）議員定数

２４２人

（２）任期

６年（３年ごとに半数改選）（解散なし）

（３）選挙権及び被選挙権（年齢）

選挙権：満２０歳以上 　被選挙権：満３０歳以上

（４）選挙区

選挙区選挙（都道府県単位４７区）：１４６人

比例代表選出（全国単位）：９６人

３　第２３回参議院議員通常選挙の概要

（１）任期満了日

　　　平成２５年７月２８日（日）

（２）選挙すべき人数（埼玉県選挙区）

　　　３人（平成１９年に選出された議員）

（３）選挙期日の決定方法

　　　①　任期満了による選挙は、任期満了日前３０日以内に行う

　　　②　ただし、上記①の期間が国会開会中または国会閉会の日から２３日以内に　係る場合は、国会閉会の日から２４日以後３０日以内に行う

　　☆　上記の考え方から、日曜日を投票日とする場合の日程は？

①　通常国会開会日　　　　　平成２５年１月２８日（月）

　　　③　通常国会閉会予定日 　平成２５年６月２６日（水）

（通常国会の会期は１５０日間。ただし１回のみ延長可）

　　　③　任期満了日前３０日の日　平成２５年６月２８日（金）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 6/23 | 24 | 25 | 26【国会閉会　予定日】 | 27 | 28【任期満了日前30日】 | 29 |
| 30 | 7/1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28【任期満了日】 | 29 | 30 | 31 | 8/1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

【会期延長しない場合】　　　　　　　　→　選挙期日：７／２１（日）

　　　　【会期延長した場合】

　　　　　　　閉会日が６／２７の場合　　　　　→　選挙期日：７／２１（日）

　　　　　　　　〃　　６／２８～７／４の場合　→　選挙期日：７／２８（日）

　　　　　　　　〃　　７／５～７／１１の場合 →　選挙期日：８／　４（日）

（４）前回からの主な変更点

　　①　インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁

　　②　成年被後見人の選挙権等の回復

　　など

４　インターネットを利用した選挙運動

（１）選挙運動とは

　　　・　特定の選挙について

　　　・　特定の候補者の当選を目的として

　　　・　投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為

　　　のことをいう

（２）選挙運動の方法

　　　公職選挙法（国や地方の選挙について定めた法律）の目的の１つ

　　　＝お金のかからない選挙の実現

・ 言論（話し言葉）による選挙運動

　　　　　　　　　→　原則として自由

　　　　　　　　　　　ただし、お金がかかる方法などについては規制あり

・ （印刷物や看板、映像など視覚に訴えるもの）による選挙運動

　→　原則として禁止

　　　　　ただし、特別に許された方法だけは、可能

　【可能な方法の一つに「インターネット等の利用」が追加された】

（３）インターネット等を利用する方法による選挙運動解禁の主な内容

　　①　ウェブサイト等を利用した方法

　　　ア　主な方法

　　　　　ホームページ、ブログ、ＳＮＳ、動画共有サービス、動画中継サイトなど

　　　イ　利用できる人

　　　　　一般有権者含め、誰でも可能

（ただし、未成年者など、選挙運動自体が禁止されている人は除く）

　　　ウ　表示義務

　　　　　選挙運動用ウェブサイト等には発信者の電子メールアドレス等の表示が必要

　　②　電子メールを利用した方法

　　　ア　電子メールとは

　　　　　通常の電子メールや、電話番号を利用した通信方法（Ｃメール等）。

　　　　　←→ＳＮＳのメッセージ機能・・・「ウェブサイト等」にあたる

　　　イ　利用できる人

　　　　　候補者、政党等のみ

　　　　　（候補者や政党が送信した電子メールを一般有権者が転送するのも不可）

　　　　　（主な理由）・密室性が高く誹謗中傷やなりすましに悪用されやすい

　　　　　　　　　　 ・複雑な送信先規制がある

　　　　　　　　 　　・迷惑メール（ウイルスメール、スパム等）のおそれ

　　　ウ　選挙運動用電子メールを送信できる相手

　　　　　ａ　あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子　メール送信者に通知した者

　　　　　　ｂ 選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用メールマガジン等を継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信に通知を受け、拒否しなかった者

　　　エ　表示義務

　　　　　選挙運動用電子メールには、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項の表示が必要

（４）注意しなければならない点

　　　　ア　事前運動及び投票日当日の選挙運動禁止

選挙運動は、選挙期日の公示日または告示日から選挙期日の前日まででなければすることができない。

　　　　イ　未成年者の選挙運動の禁止